

安曇野市 新型コロナウイルス対策飲食店応援給付金

支援金の内容

新型コロナ第3波の影響により売上が低下した事業者を支援するため給付金を支給します。

支給要件

本年1月から2月の売上が昨年同月に比べ減少した飲食店を営む中小事業者

支給対象者（事業者単位で支給）

申請時以降も事業を継続する意志があり支給要件を満たしている飲食店（日本産業分類中分類76）で次のいずれかに該当するもの

（1）市内に事業所を有する法人または個人事業主

（2）市内に住民票を有する個人事業主

（営業時間短縮の要請等による拡大防止協力金等の対象地域にある店舗は給付対象外）

支給金の額

1事業者	売上の減少率が50%以上の場合	1カ月15万円
	20%以上50%未満の場合	1カ月10万円
	20%未満の場合	1カ月5万円

受付期間

令和3年4月1日（木）～6月30日（水）

（申請状況によっては受付期限前に終了する場合があります）

受付方法

安曇野市商工会 事務局本部（穂高商工会館）窓口での受付

受付時間 午前10時から午後4時

申請時に必要なもの

- ①申請書 安曇野市商工会ホームページからダウンロード又は窓口備付の用紙
- ②申請者の印鑑（個人は認印可）
- ③営業許可証または確定申告書（収受日付印の付いた確定申告書の控）
e-taxによる申告の場合、受付日時の印字または受信通知メールの添付があること
確定申告義務がない場合は住民税の申告書
- ④売上台帳等2020年及び2021年の対象月の月間事業収入がわかる書類
対象月ごとの売上とその合計が記載されているもの
- ⑤振込先口座と口座名義のわかる通帳の1・2ページ目の写し

【確認書類】

- ・本人確認書類（下記のいずれかの書類）
運転免許証（両面）・マイナンバーカード（オモテ面）
写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面）
在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書・住民票の写し及びパスポート
- ・市内に事業所を有し営業していることがわかる書類の写し
申請時から3か月以内に発行された履歴事項全部証明書
営業内容と住所地が確認できる書類の写し
（営業許可証、確定申告書の1表及び2表など）

お問い合わせ先

安曇野市商工会 事務局本部（穂高商工会館）

TEL 0263-87-9750 FAX 0263-72-8491

(0401)